

令和4年度前期（R4.4月～9月）の委託相談支援事業所の業務状況について（報告）

1. 委託相談件数の推移

	新規相談件数	継続相談件数	計画移行完了者	支援件数
なすな	17	175	18	553
ぷらむ	12	145	4	470

（注）新規相談件数…新規相談者数（4月～9月）

継続相談件数…継続相談件数（4月～9月）

計画移行完了者…委託相談から計画相談へ移行した件数

支援件数…「お金がなくて困る」「家の掃除をしてほしい」などへの対応件数

2. 委託相談における困難事例等の報告について（報告のみ）

① 放課後等デイサービス事業の利用拡大に関する相談について

- ・小、中学校になかなか登校できずに、自宅でひきこもり状態となっている児童などの処遇について、学校、教育関係者、家族などから、放課後等デイサービスの利用につなげたいという相談を受ける機会が増えているとのこと。
- ・そもそも放課後等デイサービスとは児童福祉法上、授業の終了後又は休業日に利用ができるものとなっており、提供内容は療育支援の体制を講じる必要があるものとされていることから、義務教育上の学校の代わりにはなりえない。
- ・一方で、親だけに不登校の子供の世話などをつきっきりでさせることも、家庭環境の変化や経済確保の観点から困難になってきている中、不登校の児童の在宅支援等などの検討も始まっていない。
- ・また、児童の考えや気持ちを汲む支援や方法なども確立されておらず、対象児童の障がいの状態の差も大きく、事業所ごとの活動内容の差も大きいことから、適切な支援体制の構築が非常に困難である
- ・放課後等デイサービス利用に関する検討も国で進められてはいるものの、未だ結論が出ておらず、対応に苦慮している。

② ひきこもり相談に関する相談体制の脆弱さについて（報告のみ）

- ・自宅にいるひきこもりの子供（成人以降）について、家族からの相談を受ける際、本人の希望や主訴が見えにくく、家族への相談対応に終始することが多い。
- ・支援のつなぎ先についても、一旦、保健相談センター、社会福祉協議会の生活困窮支援や自立援助支援などへつなげられたとしても、本人登場までに時間がかかる場合、相談者自身への支援が少なく、改めて相談が戻ってくることがあり、相談支援事業所としての関わりについて、相談支援専門員が限界を感じるとともに、本人へのアプローチがうまくいかない問題が発生している。
- ・現在、ひきこもり相談等に関する所管は保健相談センターであることから、こうした件について、きちんと対応や相談体制を構築していくよう障がい福祉課からも呼び掛けていくこととしている。